

誤って過少納付
(納付漏れ)
したときの対応…

退職社員からの
源泉徴収漏れ

「源泉徴収の実務」

「こんなときどうする？」

税理士 平井満広

源泉徴収は経理担当者にとって身近な手続きですが、支払先によっては源泉徴収をすべきかどうか迷うケースがあります。また外国人労働者に対する給与は源泉徴収が必要なのでしょうか。従業員や外注先から預かった源泉所得税を法定納期限までに納付しなかった場合、「不納付加算税」が課せられるだけに源泉所得税の取扱いには注意が必要です。迷いやすい源泉徴収の実務について解説します。

給与等の源泉徴収の
概要を押さえておこう

「源泉徴収」とは、給与や税理士報酬を支払う事業者が、その支払いを受ける社員や税理士の所得税を天引きして、代わりに国に納付するという制度です。所得税を天引きして納税する義務のある人を「源泉徴収義務者」とい

います。

源泉徴収義務者となるのは、会社や協同組合、従業員を雇っている個人事業主等です。ただし従業員を雇っていない個人事業主が税理士報酬を支払う場合や、雇っている家事使用人（いわゆるお手伝いさん）が2名以下の個人は源泉徴収義務者となりません。

会社や個人事業主等が、給与等の源泉徴収義務者となる場合は「給与支払事務所等の開設届出書」を、給与支払

事務所等を開設してから1カ月以内に給与支払事務所等の所在地（納税地）を所轄する税務署長に提出することになっています。

給与支払事務所等は本店とすることが一般的ですが、支店や工場の給与計算を本店と別で行なっている場合は、支店や工場の所在地が納税地となります。なお「オーナー企業で社長給与しか発生しない」「従業員は少額のパートアルバイトだけ」といった会社でも「給与支払事務所等の開設届出書」を提出する必要があります。

天引きした所得税（源泉所得税）は、原則支払日の翌月10日（土日祝の場合はその翌日）までに納税しなければならぬこととなっています。ただし従業員が常時9人以下の場合は、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出することで、年2回（7月10日と1月20日）にまとめることができます。「源泉所得税の納期の特例

の承認に関する申請書」は基本的に、提出した日の翌々月納付分から適用されます。

給与等・退職金の源泉徴収
税額はこんなふうに計算する

給与等を支払う際の源泉徴収税額はそれぞれの区分ごとに、以下で計算することとなります。

(1) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した場合

その月の給与等の金額（社会保険料等控除後）と扶養親族等の人数に応じた、源泉徴収税額表の甲欄より求めます。例えば令和8年分で社会保険料等控除後の給与が20万円、扶養親族が1人の場合、源泉徴収税額は2730円となります。

賞与を支給した場合は、「賞与に対

する源泉徴収税額の算出率の表」の甲欄より源泉徴収税額を求めます。なお「給与所得者の扶養控除等申告書」は、主たる勤務先1カ所のみ提出することができます。

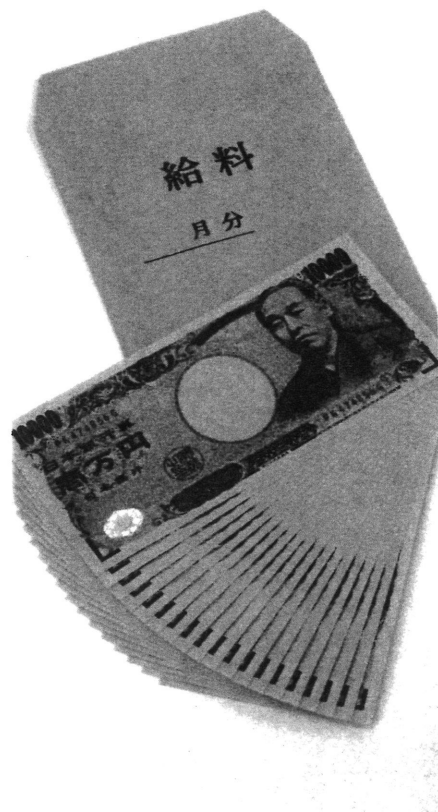
(2) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しない場合

その月の給与等の金額（社会保険料等控除後）に応じて、源泉徴収税額表の乙欄より求めます。例えば令和8年分で社会保険料等控除後の給与が20万円の場合、源泉徴収税額は1万9700円となります。

賞与を支給した場合も、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」の乙欄より源泉徴収税額を求めます。

(3) 外国人労働者に給与等を支払う場合

外国人労働者であっても国内に1年以上住んでいる従業員（居住者とい



場合は「出国から1年経過していない」期間も非居住者となります（前ページ図表2参照）。

非居住者の期間に支払う給与等は基本的に「国内源泉所得に該当しない」ため、源泉徴収の必要はありません。ただし役員が海外赴任した場合や、支払対象期間に国内の勤務期間が含まれているボーナスを支払う場合は、国内源泉所得に相当する給与等の20・42%を源泉徴収する必要があります。

次に、退職手当等を支払う際の源泉徴収税額は、それぞれの区分ごとに以下で計算することとなります。退職手当等にかかる源泉徴収税額は原則、支払月の翌月10日までに納付します。ただし納期の特例の適用を受けている場合、退職手当等の支払いが1月～6月なら7月10日、7～12月なら1月20日が納期限となります。

(1) 「退職所得の受給に関する申告書」

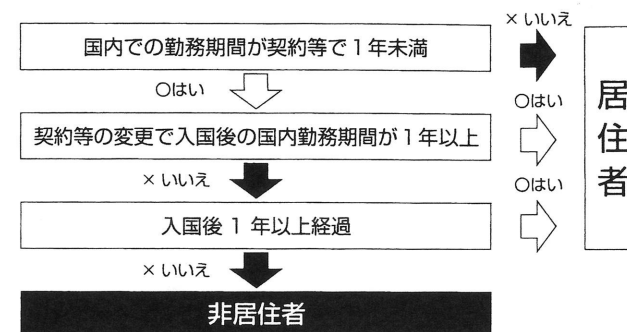
(2) 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しない場合
退職手当等の金額に対して20・42%の源泉徴収をする必要があります。

報酬・料金・配当の
源泉徴収はこう計算する

次に、報酬・料金の源泉徴収についても見ておきましょう。

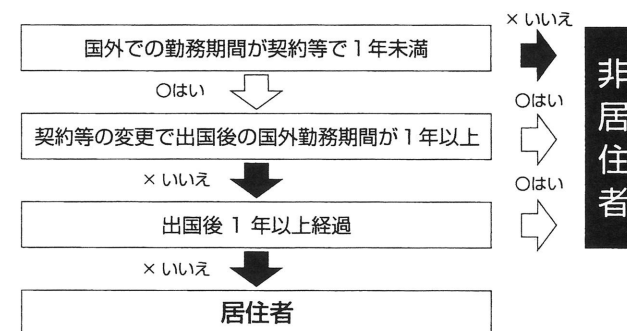
源泉徴収の対象となる報酬には、次のようなものがあります。なお源泉徴

図表1 非居住者が日本国内で働くために入国した場合
(例) 外国人労働者の雇用、海外支店から国内転勤 等



ます」は、上記(1)(2)と同様の取扱いとなります。一方で、日本に入国して1年以上経過していない外国人労働者（非居住者）に給与等を支払う場合は、支払金額の20・42%を源泉徴収する必

図表2 居住者が国外で働くために出国した場合
(例) 海外支店への赴任 等



要があります。

ただし、外国人技能実習生で、当初から2年目以降の雇用契約を締結している場合は、来日初年度から「居住者」として取り扱うことができます（図表

1参照）。

なお、中国、タイなど出身の技能実習生は、租税条約により一定の手続きをすることで源泉徴収が免除されます。非居住者の所得にかかる源泉徴収税額は原則、支払月の翌月10日まで（給与の支払い事務を国外で行なっている場合等は、事務手続きを考慮して翌月末日まで）に納付します。給与等の源泉所得税とは別の納付書になります。

(4) 海外赴任した従業員に給与等を支払う場合

国内から海外赴任した従業員に給与を支払う場合でも「契約等による海外赴任の期間が1年未満等」であれば「出国から1年間経過するまで」の期間は、居住者として上記(1)(2)と同様の取扱いとなります。

一方で、「当初契約等による海外赴任の期間が1年超」や「契約等の変更で海外赴任の期間が1年以上となった」

を提出した場合

基本的に、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額の1/2相当額について「退職所得の源泉徴収税額の速算表」により求めた税額を源泉徴収します（勤続5年以内に支給する短期退職手当等や特定役員退職手当等を除く）。

収の対象となる報酬・料金等は所得税法第204条で限定列挙されています。詳しく調べたい方は、国税庁が発行する「源泉徴収のあらまし」に記載されているので、判断に迷った際は参考にしてください。

(1) 原稿料や講演料等

屋号やインボイス登録の有無にかかわらず、個人に対して支払う、書籍の原稿料や印税、雑誌に掲載する写真の撮影料、講演の謝礼金等が源泉徴収の対象となります。源泉徴収税額は原則、支払金額の10・21%ですが、同一人に対する1回の支払額が100万円を超える場合は、超える部分の金額は20・42%となります。

例えば、1回に支払う原稿料が200万円だった場合、 $100万円 \times 10 \cdot 21\% + (200万円 - 100万円) \times 20 \cdot 42\% = 30万6300円$ が源泉徴収税額となります。

なお報酬金額に消費税が含まれる場合、原則は消費税も含めた税込金額が源泉徴収の対象となりますが、請求書等で消費税額が区分されている場合は、税抜金額を源泉徴収の対象として税額計算することもできます。また、ホテル代や交通費等の実費弁償であっても、実質的に依頼主が直接支払ったと認められない場合は、交通費等も含めて源泉徴収の対象となります。

原稿料等にかかる源泉徴収税額の納付期日は支払月の翌月10日で、納期の特例の対象外です。納付する際の納付書も給与等とは別となります。

(2) 弁護士、税理士、社会保険労務士等に支払う報酬

弁護士、税理士、社会保険労務士や個人の経営コンサルタント等に支払う報酬は、業務の名義にかかわらず一切の報酬が源泉徴収の対象となります。源泉徴収税額は(1)と同様に原則、支払

金額の10・21%ですが、同一人に対する1回の支払額が100万円を超える場合は、超える部分の金額は20・42%となります。

ただし、司法書士、土地家屋調査士、海事代理士への報酬は「同一人に対する1回の支払金額から1万円を控除した金額」が源泉徴収の対象となります。例えば10万円の司法書士報酬に対する源泉徴収税額は $(10万円 - 1万円) \times 10 \cdot 21\% = 9189円$ となります。報酬が1万円以下の場合、源泉徴収はゼロとなります。

また、依頼主が負担すべき登録免許税や印紙代は源泉徴収の対象外となります。

弁護士報酬等にかかる源泉徴収税額の納付期日は原則、支払日の翌月10日ですが、納期の特例の承認を受けている場合は、給与等と同様に年2回（7月10日と1月20日）となります。納付する際の納付書も給与等の源泉所得税

と同じです。

また、法人が株主等に対して行なう剰余金や利益の配当等も源泉徴収の対象となります。源泉徴収税額は原則、配当等に対して20・42%（上場株式等を除く）です。配当等にかかる源泉徴収税額の納付期日は、配当等の支払日の翌月10日となります。

ただし支払確定日から1年を経過した日までに配当が未払いの場合は、そ

の1年を経過した日に支払いがあったものとして源泉徴収します。

いろいろあります
見落としやすい源泉徴収

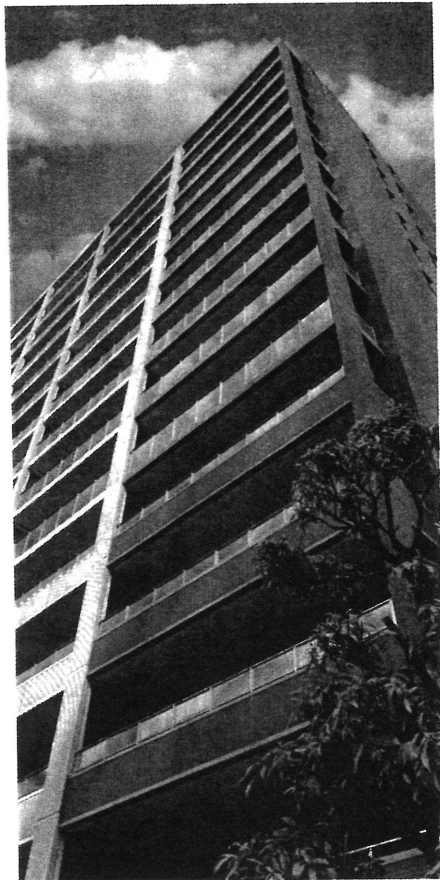
次に、見落としやすい源泉徴収のケースについて見ておきましょう。

(1) 貸主が非居住者の不動産賃貸借取

法人や個人事業主が支払う土地や建物の地代・家賃も源泉徴収（税率20・42%）の対象となるケースがあります。具体的には、「法人や個人事業主」が「国内にある土地や建物」を「外国法人や外国人といった非居住者である貸主」から借りる場合です。

ただし、個人が自己等の居住用で借りた場合は除きます。例えば、会社が従業員の社宅として外国人オーナーが所有するマンションの一室を月10万円ですり上げる場合、借主の会社は家賃のうち10万円 $\times 20 \cdot 42\% = 2万420円$ を天引きして税務署に納付する必要があります（貸主へ支払う家賃は差引7万9580円）。

家賃の支払先が日本の管理会社でも、貸主が非居住者であれば源泉徴収の対象となります。物件を借りる際は、「貸主が非居住者か」を書面で確認しましょう。



ましょう。

(2) 売主が非居住者の不動産売買取引
法人や個人事業主が土地や建物を購入した場合も源泉徴収(税率10・21%)の対象となるケースがあります。具体的には、「法人や個人事業主」が「国内にある土地や建物」を「外国法人や外国人といった非居住者である売主」から購入する場合です。

ただし、個人が自己等の居住用として1億円以下で購入した場合は除きます。例えば、不動産投資会社が賃貸マンションを外国法人から2億円で購入する場合、買主の不動産投資会社は2億円×10・21%＝2042万円を天引きして税務署に納付する必要がある(売主へ支払う代金は差引1億7958万円)。

従業員の社宅として購入する不動産でも、買主が法人であれば源泉徴収の対象となります。物件を購入する際は、「売主が非居住者か」を書面で確認し

(3) その他の注意点

上記のケースですが、貸主や売主が「消費税のインボイス登録」をしているとしても取扱いに変更はありません。ただし、貸主や売主が「租税条約に関する届出書」等の適用を受けている場合は、源泉徴収の対象とならない場合があります。

貸主や売主が非居住者の場合は、あわせて確認しましょう。

知っておきたい源泉徴収の
トラブル対応



最後に、源泉徴収に関連して起こりがちなトラブルと、その対応方法について解説します。

(1) 納付漏れがあった場合

期日までに源泉所得税を納付しない場合、本来納付すべき税額に加えて以下のペナルティがかかります。

① 不納付加算税

- ・原則：本税の10%
- ・軽減：本税の5% (税務調査連絡が来る前に自主納付した場合)

② 延滞税(令和8年の場合)

- ・納期限までの期間及び納期限の翌日から2ヵ月を経過する日まで：年2・8%

- ・納期限の翌日から2ヵ月を経過した日以後：年9・1%

納付漏れを放置するとペナルティが増える可能性もあるので、気づいたら顧問の税理士や税務署に「すぐ相談」しましょう。ただし「不納付加算税が5000円未満」「法定期限から1ヵ月以内に納付し、過去1年間で期限後

納付がない」「大規模災害等の正当な理由がある」等の場合は不納付加算税はかかりません。

(2) 徴収不足があった場合

源泉所得税の徴収不足があった場合でも、不足分の納税義務は源泉徴収義務者が負うことになります。

例えば源泉徴収対象(10・21%)のコンサル報酬10万円を支払う際、天引きを忘れて全額支払ってしまったとします。この場合、納付すべき1万210円は支払側の法人等が税務署に納めることとなります。あわせて超過支払となった1万210円はコンサル側に返還してもらうよう請求する必要があります。

なお超過支払分の返還が難しく請求しない場合は、支払額をベースにグロスアップ計算した金額を納税することとなります。例えば誤って10万円を支払い超過分を請求しない場合、納税額

は「10万円×(1-10・21%)×10・21%＝1万1370円」となり、本来の納税額よりも増えることとなります。なお退職した従業員の徴収不足が判明した際、連絡がつかず不足分を退職した従業員に請求しない場合も同様の取り扱いとなります。

(3) 給与等が未払いだった場合

資金不足等で役員報酬や従業員給与が未払いの場合は、支払時まで源泉徴収は行ないません。例えば、6月支払予定の給与を7月に支払った際は、6月支払予定分の源泉所得税は「7月支払分」として納付することとなります。

また給与の一部を支払って残額が未払いの場合は、支払った給与に対応する源泉所得税を源泉徴収します。例えば「給与25万円、源泉所得税6000円」のうち「80%の20万円相当を支給(20%が未払い)」した場合は、6000円×80%＝4800円を源泉徴収



● ひらい みつひろ

1975年埼玉県生まれ。日本大学文理学部心理学科卒業。中央競馬ピーアールセンター(JRA関連企業)を経て、KCCSマネジメントコンサルティング(京セラ関連企業)入社。2008年、平井会計事務所開業。「近況」家族で「ツイ・ストーリー」を観に行きました。小さな頃からこの映画に親しんできた娘も中学生になりました。子どもの成長は嬉しい反面、昔を思い出すとちよっぴり寂しい気持ちになりますね。